

ただいま報告いたしましたとおり、特別委員会の正副委員長の互選結果が参っております。
ここで、正副委員長になられました方々から、ごあいさつを願います。まず、委員長 佐藤慶二君。

○昭和六十三年年度福生市一般会計決算審査特別委員長（佐藤慶二君） このたび、昭和六十三年年度の一般会計の決算の審査に当たり、決算審査特別委員長の大任を務めさせていただくことになりました。浅学非才、経験不足でございますが、野口副委員長ともども、皆様の特段の御協力、御指導をいただき、本委員会が円滑にいきますように心からお願ひ申し上げます、簡単にございますが、就任のあいさつにさせていただきます。（拍手）

○議長（仲村清信君） 次に、副委員長 野口秀世君。

○昭和六十三年年度福生市一般会計決算審査特別副委員長（野口秀世君） 御指名をいただきましたので、貴重な時間をちょうだいいたしました、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま昭和六十三年年度福生市一般会計決算審査特別委員会の副委員長という御指名をいただきました。まことに不慣れでございますけれども、委員の皆様様の御協力をいただきまして十分に委員長の補佐ができますれば、まことに幸いです。どうぞよろしく御協力のほどお願い申し上げます。（拍手）

○議長（仲村清信君） 以上で、正副委員長のごあいさつは終わりました。

○議長（仲村清信君） 日程第十九 議案第九十一号 昭和六十三年年度福生市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

（会計課長 町田光輝君登壇）

○会計課長（町田光輝君） 御指名をいただきましたので、議案第九十一号 昭和六十三年年度福生市国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして、御説明を申し上げます。

決算書の二〇三ページをお開きいただきたくと存じます。

それでは、歳入から御説明を申し上げます。

歳入の予算総額は二十億四千四百九十三万七千円に對しまして、収入済額は十九億七千四百六十三万四千六百一十一円でございます。収入率は九六・六％でございます。

次に、歳入の内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、第一款の国民健康保険税の収入済額は六億七千二百七十二万九千五百五十三円でございます。前年度と比較いたしまして六千七百七十五万三千九百五十三円、一・二％の増となっております。

次に、第二款国庫支出金の収入済額は六億七千七百七十六万七千五百四十八円でございます。内訳といたしましては、国庫負担金収入が六億五千二百八十八万四千五百四十八円でございます。主な収入でございますが、診療費に対する療養給付費等の負担金収入が六億一千四百二十一万八千四百十二円でございます。また、国庫補助金収入は二千四百九十八万三千円でございます。主な収入は、助産費の補助金と退職者医療制度に伴う財政調整のための交付金でございます。

次に、第三款の療養給付費の交付金の収入済額は一億六千九百四十五万五千円でございます。これは、退職者医療交付金でございます。

次に、第四款の都支出金の収入済額は一億三千四百四十四万七千六百六十二円でございます。これは、国民健康保険に対する都の財政調整のための補助金収入でございます。

次に、第五款の繰入金の収入済額は予算現額の二億四千万円でございます。これは、一般会計からの繰入金でございます。

次に、第六款の繰越金につきまして、収入済額は六千八百三十七万七千四百五円でございます。これは、前年度からの繰越金でございます。

次に、第七款の諸収入の収入済額は三百八十三万七千九百七十二円でございます。主な収入といたしましては、預金の利子、第三者行為による納付金の収入でございます。

次に、第八款の共同事業の交付金につきましては、昭和六十三年年度の新設制度でございます。高額な

医療費が発生した場合、一定の交付率に基づき、交付金が交付されるものでございまして、六十三年度の収入済額は八百八十八万七十一円でございます。

第一款から第八款までの収入済額の合計は十九億七千四百六十三万四千六百一十一円でございます。前年度と比較いたしまして一億一千九百三十二万六千九百六十六円、六・四％の収入増となっております。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。
続きまして、歳出の御説明を申し上げます。

二〇五ページをお開きいただきたいと存じます。

歳出の予算総額は二十億四千四百九十三万七千円に對しまして、支出済額は十八億七千四百五十二万五千三百十五円でございます。執行率は九一・七％でございます。

次に、歳出の内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、第一款の総務費の支出済額は六千三百二十万三千六百四十七円でございまして、主な支出といたしましては、人件費及び事務費でございます。

次に、第二款の保険給付費の支出済額は十三億五千五百四十五万八千四百二十七円でございまして、前年度と比較いたしまして七千三百一十一万四千三十円、五・七％の支出増となっております。

また、保険給付費のうち、療養諸費の支出済額は十二億一千二百四十八万五千二百一十一円で、その主な支出といたしましては、一般被保険者の療養給付費八万二千五百五十六件で、九億七千三百八十九万七千五百一十円、退職者被保険者等の療養給付費が一万三千三百五十九件で、二億一千五百八十万二千三十九円でございます。

次に、高額療養費でございますが、支出済額は一億一千五百九十六万七千二百十六円でございまして、給付件数は一般被保険者が千四百五十三件、退職者の被保険者等が二百二十三件でございます。

次に、助産費でございますが、百七十件で二千二百十万円。

葬祭費につきましては、百五十二件で四百五十六万円でございます。

育児手当金につきましては、百七十三件で三十四万六千円となっております。

次に、第三款老人保健拠出金の支出済額は四億四千五百五十四万九千六百八十七円でございまして、これは、老人保健医療事業への医療費及び事務費の拠出金でございます。

次に、第四款の共同事業の拠出金の支出済額は五百五十四万六千七百七十七円でございまして、このうち、昭和六十三年度の新設事業の高額医療費共同事業医療費拠出金が五百五十二万二千二百九十四円がその主なものでございます。

次に、第五款の保健施設費の支出済額は七十一万一千六十円でございまして、これは、被保険者に対して医療費の通知をするための経費及び保養施設の利用者に対する扶助費でございます。

次に、第六款の公債費の支出済額は三万五千六百三十円でございまして、これは、国保会計の所得現金に不足が生じたため、繰替運用に伴う預金の利子でございます。

次に、第七款の諸支出の支出済額は六百五十一万五千七百五十七円でございまして、これは、療養給付費交付金の精算の返還金並びに過誤納保険税の還付金でございます。

第八款の予備費の支出額はゼロでございます。

第一款から第八款までの支出済額の合計額は十八億七千四百五十二万五千三百十五円でございまして、前年度と比較をいたしまして八千七百五十九万四千二百五円、四・九％の増となっております。歳入歳出差し引き残額は一億十万九千二百九十六円でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議をいただきまして、原案のとおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） 引き続き、監査委員から監査結果の報告を求めます。

（監査委員 指田保雄君登壇）

○監査委員（指田保雄君） それでは、議案第九十一号 昭和六十三年度福生市国民健康保険特別会計決算審査の結果につきまして、御報告申し上げます。

内容につきましては、意見書四三ページから四六ページのとおりでございます。当決算につきましては、関係法令の規定に従い作成されており、関係諸帳簿及び諸書類等と照合し審査を行いました結果、適法か

つ適正に執行されているものと認められました。

なお、国保会計における歳入は、財源確保のため、国保税の改正に伴う伸びと繰越金の大幅な増額が見られますが、反面、国庫並びに都支出金、療養給付費交付金等は減額となっております。歳出については、前年に引き続き、保険給付費のうち療養諸費の伸びが見られます。このような状況から見まして、これからも医療費等の伸びが続く限り、国保財政の運営は厳しい状況下に置かれるものと予想されますので、今後、適切な医療給付の推進を図り、応能応益の原則による保険税の改正及び国・都の補助金の増額要求を積極的に進め、健全な運営が図られますよう御要望申し上げます、審査報告いたします。

○議長（仲村清信君） 以上で、提案理由の説明及び監査結果の報告は終わりました。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第九十一号は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十一号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま厚生委員会に付託いたしました議案第九十一号は、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十一号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長（仲村清信君） 日程第二十 議案第九十二号 昭和六十三年度福生市老人保健医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（会計課長 町田光輝君登壇）

○会計課長（町田光輝君） 御指名をいただきましたので、議案第九十二号 昭和六十三年度福生市老人保健医療特別会計歳入歳出決算につきまして、御説明を申し上げます。

決算書の二三ページをお開きいただきたいと存じます。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

歳入の予算総額は十二億七千八百八十九万八千円に對しまして、収入済額は十二億五千八万三千九百九十二円で、収入率は九七・七％でございます。

歳入の内容につきまして、御説明を申し上げます。

まず、第一款の支払基金の交付金の収入済額は八億六千六百四十五万二千八百八十九円でございます。これは、各保険者から拠出されました支払基金からの医療費の交付金及び審査支払いの交付金収入等でございます。

次に、第二款の国庫支出金の収入済額は二億四千八百七十二万二千六百二十四円でございます。これは、医療費に対する国の補助金でございます。

次に、第三款の都支出金の収入済額は六千九百九十三万四千四百七十五円でございます。これは、医療費に対する東京都の負担金でございます。

次に、第四款繰入金の収入済額は予算額と同額でございます。これは、医療費に対する市の負担分で、一般会計からの繰入金でございます。

次に、第五款繰越金の収入済額はゼロでございます。

次に、第六款の諸収入の収入済額は二十一万九千六百四十四円でございます。主な収入といたしましては、預金利子収入でございます。

第一款から第六款までの収入済額の合計額は十二億五千八万三千九百九十二円でございます。続きまして、歳出につきまして御説明を申し上げます。

二三五ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、歳出の予算総額は十二億七千八百八十九万八千円に對しまして、支出済額は十二億二千九百八十五万二千八百八十二円でございます。執行率は九六・二％でございます。

まず、第一款の医療諸費の支出済額は十二億一千九百二十八万四千四百九十四円でございます。前年度と比較をいたしまして一億四千二百八十二万七千三百五十二円、一三・三％の増となっております。主な支出といたしましては、医療給付費に要した経費が十一億七千二百四十六万七千八百八十三円でございます。

次に、第二款諸支出金の支出済額は九百八十九万一千三百九十一円でございます。主な支出といたしましては、一般会計への繰出金でございます。

次に、第三款予備費につきましては支出済額はゼロでございます。

続きまして、第四款繰上充用金の支出済額は六十八万九百九十七円でございます。これは、御案内のとおり昭和六十二年度支払基金交付金等の歳入の不足が生じたため、繰り上げ充用し財源の補てんをしたものでございます。

第一款から第四款までの支出済額の合計額は十二億二千九百八十五万二千八百八十二円となり、歳入歳出差し引き残額は二千二十三万一千百十円でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議をいただきまして、原案のとおり御認定くださるようお願いを申し上げます、説明といたします。

○議長（仲村清信君） 引き続き、監査委員から監査結果の報告を求めます。

（監査委員 指田保雄君登壇）

○監査委員（指田保雄君） それでは、御指名をいただきましたので、議案第九十二号 昭和六十三年年度福生市老人保健医療特別会計決算審査の結果につきまして、御報告申し上げます。

内容につきましては、お手元に御配付の意見書四七ページから四八ページのとおりでございます。 当

決算につきましては、関係法令の規定に従い作成されており、関係諸帳簿及び諸書類等と照合し、審査を行いました結果、適法かつ適正に執行されているものと認められました。なお、歳入においては、前年度と比較し一五・七％の増、歳出では一三・七％の増となっております。このうち医療諸費が一三・三％増で一億四千万円ほど伸びております。これらの費用は、年々増加傾向になってきております。今、高齢化社会の到来ということが言われておりますが、福生市も今後、高齢の方が多くなると予想されますので、老人保健法に基づく保健事業の充実をさらに図り、健康相談、健康審査、健康づくり推進事業等、健康増進施策を積極的に推進され、医療費等の節減と健康で明るく充実した生活の向上が図られますよう御要望申し上げます、審査報告といたします。

○議長（仲村清信君） 以上で、提案理由の説明及び監査結果の報告は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第九十二号は、厚生委員会に付託いたしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十二号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま厚生委員会に付託いたしました議案第九十二号は、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十二号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 四時十分まで休憩いたします。

午後四時二分 休憩

午後四時九分 開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は午後五時までとなっておりますが、議事の都合上、あらかじめ延長することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第二十一 議案第九十三号 昭和六十三年度福生市福生都市計画事業福生土地

区画整理事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（会計課長 町田光輝君登壇）

○会計課長（町田光輝君） 御指名をいただきましたので、議案第九十三号 昭和六十三年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計歳入歳出決算につきまして、御説明を申し上げます。

決算書の二五五ページを開きいただきたいと存じます。

それでは、歳入から御説明を申し上げます。

まず、第一款繰越金でございますが、収入済額は九万一千二百三十三円でございます。これは、前年度からの繰越金でございます。

続きまして、第二款諸収入でございますが、収入済額は十四万一千二百三十四円でございます。内訳に

つきましては、預金の利子が千二百三十四円、換地清算の徴収金が十四万円でございます。

歳入の予算総額十九万円に對しまして、収入済額は合計額は二十三万二千四百六十七円でございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳出の御説明を申し上げます。

まず、第一款の総務費の支出済額は四万二千百五十五円でございますが、支出の内容でございますが、区画整理に伴う事務費でございます。

続きまして、第二款諸支出金の支出済額は十四万円でございますが、これは一般会計への繰出金でございます。

次に、第三款の予備費の支出済額はゼロ円でございます。

第一款から第三款までの支出済額の合計額は十八万二千百五十五円でございます。

したがって、歳入歳出差し引き残額は五万三千百三十二円でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議をいただきまして、原案のとおり御認定くださるようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） 引き続き、監査委員から監査結果の報告を求めます。

（監査委員 指田保雄君登壇）

○監査委員（指田保雄君） それでは、御指名でございますので、議案第九十三号 昭和六十三年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計決算審査の結果につきまして、御報告申し上げます。

内容につきましては、審査意見書四八ページから四九ページのとおりでございます。

当決算につきましては、関係法令の規定に従い作成されており、関係諸帳簿及び諸書類等と照合し、審査を行いました結果、適法かつ適正に執行されているものと認められました。

なお、今後は早期に清算金等の事務が終了されますようお願い申し上げます。審査報告といたします。

○議長（仲村清信君） 以上で、提案理由の説明及び監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっており、議案第九十三号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十三号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま建設委員会に付託いたしました議案第九十三号は、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十三号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(仲村清信君) 日程第二十二 議案第九十四号 昭和六十三年度福生市下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(会計課長 町田光輝君登壇)

○会計課長(町田光輝君) 御指名をいただきましたので、議案第九十四号 昭和六十三年度福生市下水道事業会計歳入歳出決算につきまして、御説明を申し上げます。

決算書の二七一ページを開きいただきたいと存じます。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

歳入の予算総額は二十三億三千七百七十万五千円に對しまして、収入済額は二十二億四千七百九十九万

八千六百四十一円でございます。収入率は九六・二％でございます。また、収入未済額につきましては、下の川の改修事業の繰り越しの明許の財源がその主なものでございます。

次に、歳入の内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、第一款の分担金及び負担金の収入済額は四千五百四十万四千五百五十円でございます。これは、下水道費の負担金及び下水道受益者負担金収入でございます。また、下水道費負担金の収入未済額につきましては、下の川の改修事業の繰越明許費の財源でございます。

続きまして、第二款使用料及び手数料の収入済額は四億七千五百六十三万九千三百三十四円でございます。

これは、使用料収入でございます。前年度と比較をいたしまして五千七百七十九万九千九百九十二円、一三・八％の増となっております。

続きまして、第三款の国庫支出金の収入済額は三億二千七百七十二万四千五百五十二円でございます。

そのうち、国庫負担金収入が三百五十四万二千円でございます。これは流域下水道の防衛施設分の負担金収入でございます。

同じく国庫補助金収入でございますが、三億二千三百五十八万二千五百五十二円でございます。これは、下の川の改修事業及び下水道管渠埋設費補助金でございます。また、収入の未済額につきましては、下の川の改修事業の繰越明許費の財源でございます。

続きまして、第四款都支出金の収入済額は一千四百四十一万円でございます。これは、下水道の管渠埋設に對する東京都補助金でございます。

次に、第五款繰入金の収入済額は予算額と同額の九億九千四百百万円でございます。これは、一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、第六款の繰越金の収入済額は三千三百九十六万一千九百九十二円でございます。これは、前年度からの繰越金でございます。

次に、第七款の諸収入の収入済額は六百三十五万九千三百十三円でございます。主な収入といたしましては、水洗便所の改造資金の貸付元金の収入及び預金の利子でございます。

続きまして、第八款の市債の収入済額は三億五千四百四十万円でございます。内訳は公共の下水道事業債が三億一千四十万円、流域下水道事業債が四千四百万円でございます。また、収入の未済額につきましては、下の川改修事業の繰越明許費の財源でございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。続きまして、歳出の御説明を申し上げます。

二七三ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、歳出の予算の総額は二十三億三千七百七十五万円に對しまして、支出済額は二十二億一千七百四十七万五千九百七十七円でございます。執行率は九四・九％でございます。

内容につきまして、御説明を申し上げます。

まず、第一款の総務費の支出済額は五億四千四十五万三千九百六十八円でございます。主な支出といたしましては、人件費が一億五百二十九万七千九百七十六円、多摩川上流域下水道維持管理負担金が三億四千三百四十七万七千七百九十八円でございます。

次に、第二款の事業費の支出済額は八億四百八十三万五千九百五十円でございます。主な支出といたしましては、管渠新設改良事業費といたしまして、四億六千九百四十六万三千九百六十三円、下の川の改修事業費といたしまして、二億五千三百九十四万六千三百二十八円でございます。また、繰越明許費は下の川の改修事業で八千八百六十九万六千円でございます。

第三款公債費の支出済額は八億七千二百八十八万五千九百八十九円でございます。内訳といたしましては、公共下水道事業債の償還金が二億一千五百五十一万二千四百四十九円、その利子分が六億六千四百四十一万九千九百八十八円でございます。それと、下水道事業会計の所得現金に不足が生じたため、繰替運用金の預金の利子が二十三万二千六百四十二円でございます。

続きまして、第四款の予備費の支出額はゼロでございます。

第一款から第四款までの支出済額の合計額は二十二億一千七百四十七万五千九百七十七円でございます。

したがって、歳入歳出差し引き残額は三千五十二万二千七百三十四円でございます。なお、この差

し引き残額の中に繰越明許費としての一般財源三百二十二万五千円が含まれております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議をいただきまして、原案のとおり御認定くださるようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長（仲村清信君） 引き続き、監査委員から監査結果の報告を求めます。

（監査委員 指田保雄君登壇）

○監査委員（指田保雄君） それでは、議案第九十四号 昭和六十三年度福生市下水道事業会計決算審査の結果につきまして、御報告申し上げます。

内容につきましては、意見書四九ページから五一ページのとおりでございます。当決算につきましては、関係法令の規定に従い作成されており、関係諸帳簿及び諸書類等と照合し、審査を行いました結果、適法かつ適正に執行されていると認められました。

なお、当市の下水道污水管敷設整備は既に完了しており、これに伴う水洗化普及率も九九％であり、あつとわずかとなっております。また、歳入における大幅な増については、雨水排水を主とした管渠の埋設並びに下の川改修事業にかかわる国庫補助金と市債等でございます。歳出では、これらに伴う事業費が増額の主なものとなっております。今後は、水洗化の普及とさらに経営の効率化に努められますよう御要望申し上げます。審査報告といたします。

○議長（仲村清信君） 以上で、提案理由の説明及び監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番（松山 清君） 大変時間が遅くなってきているわけですが、幾つか質問させていただきたいと思ひます。と申しますのは、建設委員会で審議されるわけですが、そういう場合に、居合わせませんので、ここで聞きしておきます。この六十三年度の下水道会計の問題点といえば、やはり基地排水と、そしてまた、下の川の問題だろうというふうに考えております。そこで、それらについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

昨年もお聞きいたしておりますけれども、いわゆる下水道使用料条例の二条二項の適用についてであり

ますけれども、この六十三年で基地下水排水、西側、武蔵野が、それぞれ住宅戸数、若干の変化もあるうかと思えます。そういう戸数。それから、排出量。また、この二条二項適用によって減額になるわけですが、その金額、そういうものをひとつ。

それから、同時にこの条例は本来なら、市民のためにあるものでありますけれども、当市は、なぜか基地のためにある。それを市民のために準用するような逆さまな関係になるわけですけれども、一般市民の方の対象件数、世帯数等ですね。

それから、同時にこの六十三年中に、こうした二条二項の対象となる世帯数の増減はあるかと思うんですが、そういうものがあれば教えていただきたいと思えます。

それから、一般市民がこの適用によって、一体幾ら減額になるのか、この六十三年度における金額。昨年度は三百万というような大変大ざっぱな数字だったんですが、もう少し細かい計算がされているかと思えますので、ひとつその辺をお示しいただきたいと思えます。

それから、こうした二条二項というようなものに相当するようなものを近隣の市では、条例として持っておるのかどうか。その辺も、今回参考のために聞かせいただきたいと思えます。

まず第一回目といたします。

○建設部長（小野光朗君） それでは、松山議員さんの御質問に自席から御答弁申し上げます。

まず、横田基地の西住宅関係、武蔵野地区関係の戸数、あるいはそこの下水道の排出量、そういうふうなものでございます。まず、ことしの三月三十一日現在の住宅戸数でございますが、西住宅地区で五百八十戸ということでございます。それから、武蔵野地区が五百六十七戸でございます。これは六十三年の五月では、たしか五百七十五戸というふうになったと思えます。合計千四百四十七戸ということでございます。

それから、あと下水道の使用料条例二条二項に関係いたしましたして、減額している分でございます。

これは西住宅の部分の金額でございますけれども、四千六百九十一万一千四百四十五円でございます。それから、武蔵野地区が一億四千三百一万九千四百八十五円でございまして、合計一億八千九百九十三万九

百三十円というふうになってございます。

それから、本来これは市民の二条二項の適用というふうなことに付いた場合にはどのぐらいになるかというところでございますけれども、これにつきましては、ことしの三月現在ですが、共同住宅扱いが五十一件でございます。そのうちに供用開始しているのが四十七件ということでございますので、四十七件の一月からこの年間の金額を申し上げますと、二百三十二万八千二百四十円というふうになっております。このようなことでございます。

他市で、これに準じた状況でございますけれども、八王子、立川、昭島、町田市というふうなところではこれに準じたものがございます。以上でございます。

それでは、基地の場合にこれに該当している額でございますけれども、六十三年度の基地使用料が一億八千九百九十三万九百三十円でございます。住宅扱いとしなかった大口の場合には二億二千二百六万六千二百四十円でございます。この差というものは三千二百九十九万九千九百九十円でございます。以上です。

○十一番（松山 清君） そうしますと、これは私が再三指摘しているところでありましたが、この二条二項があることによって、一番の恩恵を受けるのは基地であって、六十三年で三千二百二十万円、一方、市民の方は二百三十二万円。何と十分の一以下しか恩恵を受けない。本来、条例というのは、市民のためにあるべきものですが、なぜか当市においては、それは全く逆さまになっている。こういうことは、再三指摘しているところであります。

ところで、もう一つお聞きしたいと思っておりますけれども、御承知のように二条の三項には、この前項の規定による使用料の額の算定は当該使用者からの申請に基づき、かつ市長が適当と認めたものでなければなりません。こうなっているわけです。これは書類上どうなっておりますか。書類があったら、いつ、いかなる日にちにこういうものは市長が認めなければならないというわけですから、どういう形で認めている形になっているんですか。

○建設部長（小野光朗君） まず二点でございます。まず、一番恩恵を受けるべき市民の料金が二百三十二万八千円、基地の関係につきましては三千二百万円云々というふうなことでございまして、この規

定は、あくまで二条の二項が汚水の排出量を世帯ごとに認定できない共同住宅、または事業譲渡の中に所在する住宅から排出される汚水の使用料の額の算定について決めているわけでございまして、そういう市民の方が該当いたしますれば、当然これに該当してくるということでございます、ただその数が、先ほど申し上げました四十七件というところでございます。

それから、あとこれは、当然二条の三項に前項の規定による使用料の額の算定は、使用者からの申請に基づく云々ということでございますけれども、これは、横田基地の場合にはこの下水道使用料条例を前提といたしまして、協定書でもってこのような手続をとっておりますので、特に申請ということとともに、横田基地との協定の中で、契約の中で、こういうふうになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。市民につきましては、そのような申請をとっております。

○十一番（松山 清君） そうしますと、申請をとって、すると月々変動するということもありますね。まあそんなに細かい問題はやるつもりはないんですけれども、再三言っておりますように、この二条二項というのは、決して一般市民を対象としたものではないわけです。もともとこういう条例をつくっているところは、どう調べても四市ぐらいしかないし、他の市にはない。それは給水条例の方できっちりと共同住宅ということに対応されていて、こういう条例があるなしにかかわらず、市民の方は当然減額されるべき、そういう権利がもう発生しているわけです。ですから、あえてこういうものを入れたというのは、当市の独特のものであって、基地のための三千二百万何がおまけするためのものであることは、もう申すまでもないわけであって、どう言い繕うとも、それはもうはっきりしているわけなんですよね。そういう点の一つ、やはり非常に大きな問題だろうと思います。

それからもう一つは、やはり下の川に関連してですけども、もう下の川の工事は六十二年度もそうですし、六十三年度もそうですけれども、もう繰越明許の連続なわけです。恐らく今年度も、果たして繰越明許をせずにうまくいくかどうかは、全く不明だと思ふんですね。そういう点で、それに関連して、緑の破壊の問題とか交通量の増加の心配とか、そういうまた、繰越明許による工事業のおくれによる付近住民への迷惑とか、そういう点は再三指摘されているわけですけども、そういうものについて、余り対応が

きちっとされているとはいいがたい状況があると、私は思うのでございます。

そういう点で、この決算が、今後建設委員会で審議されると思ひますけれども、そういう点を考慮いたしまして、私どもが認定できる条件はないなというふうなことだけ申し上げておきたいと思ひます。

○議長（仲村清信君）

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第九十四号は、建設委員会に付託いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）

御異議なしと認めます。よって議案第九十四号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま建設委員会に付託いたしました議案第九十四号は、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）

御異議なしと認めます。よって議案第九十四号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長（仲村清信君）

日程第二十三 議案第九十五号 昭和六十三年年度福生市受託水道事業会計決算認定

についてを議題いたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（会計課長 町田光輝君登壇）

○会計課長（町田光輝君）

御指名をいただきましたので、議案第九十五号 昭和六十三年年度福生市受託水道事業会計決算につきまして、御説明を申し上げます。

決算書の二九九ページをお開きいただきたいと存じます。

それでは、歳入から御説明を申し上げます。

歳入の予算総額七億四百三十万九千円に對しまして、収入済額は六億六千七百七十三万九千四百三十七円でございます。

内訳といたしましては、管理収入が五億四千六百五十五万四千五百二十四円、建設工事収入が一億二千百十八万四千九百十三円でございます。

次に、歳出につきまして御説明を申し上げます。

歳出の予算総額は七億四百三十万九千円に對しまして、支出済額は六億六千七百七十三万九千四百三十七円でございます。

受託水道事業費の内訳でございますが、まず、水道管理費が五億四千六百五十五万四千五百二十四円でございます。主な支出といたしましては、職員の人件費が一億九千五百五十六万三千五百八十三円、工事費が二億四千七百八十五万三千六百六十六円、動力費が五千三百五十一万九千七百一十一円でございます。次に、建設改良費につきましては、支出済額が一億二千百十八万四千九百十三円でございます。主な支出といたしましては、水道施設の改良工事代といたしまして百五十五万三千円、配水管新設工事等で一億九百五十八万七千円でございます。

支出済額の合計額は六億六千七百七十三万九千四百三十七円でございます。収入済額と同額でございます。したがって、歳入歳出差し引き残額はゼロでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議をいただきまして、原案のとおり御認定くださるようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） 引き続き、監査委員から監査結果の報告を求めます。

（監査委員 指田保雄君登壇）

○監査委員（指田保雄君） 御指名をいただきましたので、議案第九十五号 昭和六十三年度福生市受託水道事業会計決算審査の結果につきまして、御報告申し上げます。

詳細につきましては、お手元の意見書五一ページから五二ページのとおりでございます。

当決算につきましては、関係法令の規定に従い作成されており、関係諸帳簿及び諸書類等と照合し、審査を行いました結果、適法かつ適正に執行されているものと認められました。

なお、今後も給水事業設備等の改善並びに有収率の向上等に、より一層の御努力をお願い申し上げ、審査報告いたします。

○議長（仲村清信君） 以上で、提案理由の説明及び監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十三番（遠藤洋一君） 今、水道管理費その他について出てきているんですが、ここで聞きしなければいけないんですけども、今、横田基地への給水ですね、ここしばらくはないのかな。で、どういう現状になつていくかということ、ちょっと伺っておきたいと思ひます。

○建設部長（小野光朗君） 六十三年度でございますけれども、今、基地からの給水でございますが、三百ミリの管が入っております。基地への水量でございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）千九百七立法メートルということでございます。以上でございます。

○十三番（遠藤洋一君） 要するに、基地給水三百ミリの管で千九百七立法ということでもいいのかな。それは、歳入状態はどういうふうになつていますか。

○建設部長（小野光朗君） 基本料金がほとんどのようでございますけれども、九百一十一万五千二百二十五円でございます。それと、料金の入金状況もお話しするわけでございますか。

これにつきましては、三井銀行の福生支店に納付書が行きまして、支払っているということでございます。

○十三番（遠藤洋一君） わかりました。そうしますと、今の九百一十一万五千二百二十五円ということだったけれども、これは、普通の一般市民と同じような形での請求、納付という形をとっているわけですか。つまり、二月に一回来る形になりますけれども。そうしますと、結局やはり夏になると多いのかな。一番多い徴収をした——二月おきだから、年六回なのかな——と、一番少ないのはどのくらいになりますか。